

三原市教育 I C T 巡回相談業務委託事業者選定募集要領

1 趣旨

児童生徒及び教職員の I C T 機器・教育支援ツール (Google Workspace 等) を効果的に活用することができる環境づくりを行うために、三原市教育 I C T 巡回相談員を設置する。

本事業の民間への業務委託に際して、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 三原市教育 I C T 巡回相談業務
- (2) 委託内容 三原市教育 I C T 巡回相談業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。)
- (4) 提案上限額 56,990 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
(令和 8 年度以降の各年度 18,996 千円)

3 参加資格

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該業務での実績を有し、確実に業務の履行及び継続ができること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 条) 第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱 (平成 17 年三原市要綱第 204 号) の規定に基づく指名除外措置を受けていないこと。また、三原市及び広島県内の他の自治体から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続の開始がなされていないこと。
- (5) 本市に対する債務に滞納がないこと。

4 参加申請書等の提出書類

- (1) 参加申請書 (様式 1) 1 部
- (2) 添付書類 (令和 6 ~ 8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿に記載されていない者のみ) 1 部
 - ア 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
 - イ 印鑑証明書 (写し可)
 - ウ 市税の納税証明書 (写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要)
 - エ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し可)
 - オ 決算書の写し (参加申請時点における直近の事業年度の 1 年分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書) なお、アからエまでの 4 点の証明書は提出日以前 3 か月以内に証明されたものを提出すること。
- (3) 会社概要の分かるもの (パンフレット等任意様式) 1 部

(4) 関連業務実績が分かるもの(任意様式)

1部

5 企画提案書・見積書の提出

(1) 企画提案書 提出は原則電子データ1式とし、やむを得ない場合は紙6部とする。

ア 一般事項

(ア) 用紙サイズはA4判で統一すること。図表サイズ等をやむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。

(イ) ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。

(ウ) 提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

(エ) いずれの提案についても実現可能な提案であること。

(オ) 電子データで提出する場合は、PDF形式とする。

イ 企画提案事項

本業務の仕様書を踏まえ、次の項目及び順序により企画提案書を作成すること。

項目	記載内容
1. 提案の概要	どのような経営理念を持ち、児童生徒及び教職員のICT機器や教育支援ツールを効果的に活用することができる環境づくりを行うために、コーディネーター及び相談員の役割をどのように考えているか。
2. 業務体制	(1) ICT機器に関する相談対応、ICT機器活用事例紹介 (2) 教職員に対して個に応じた指導や支援 (3) 教育DXへの実現に向けた支援及び相談対応 (4) 教職員に対する研修の実施及び教育委員会への支援 (5) 各校の実践交流を促進する環境整備 (6) 障害対応の支援
3. 追加提案	その他、業務等に関する独自の提案
4. 研修体制	守秘義務・各種ハラスメント防止等、学校現場で働く上で重要なことについてどのような研修を行うか。
5. 評価体制	コーディネーター及び相談員の勤務状況について、どのような方法で評価しているか。また、評価後、どのような指導を行うか。
6. 管理体制	日々のコーディネーター及び相談員との連携や相談、学校や教育委員会との調整はどのような体制で行うか。
7. 危機管理体制	遵法体制・機密保持・事故対応について、どのような危機管理対策を行うか。
8. 配置実績	過去4年間(令和4年度～令和7年度)に他の自治体で、ICT巡回相談業務を行った実績。

(2) 見積書(様式2) 提出は原則電子データ1式とし、やむを得ない場合は紙1部とする。

費用の内訳について明細書を添付すること。(任意様式)

※電子データで提出する場合は、PDF形式とする。

6 提出方法

(1) 提出期日

ア 参加申請書等の提出書類・・・令和8年3月6日(金)16時まで【必着】

イ 企画提案書、見積書・・・令和8年3月18日(水)16時まで【必着】

(2) 提出先

「13 書類提出及び問合せ先」へ原則電子メールで提出とする。提出期日16時までに受信したものを有効とする。やむを得ない場合は、持参又は郵送とする。持参の場合は、土、日、祝日を除く8時30分から16時までとする。

7 プレゼンテーション

(1) 日時 令和8年3月23日(月)13時30分から

詳しい時間については、後日通知する。

(2) 場所 三原市役所 8F 会議室801

(3) 内容 各業者20分(その後質疑応答20分)

(4) プレゼンテーションの説明は、設定時間で打ち切る。

8 選定方法

公募型プロポーザル方式

(1) 提案書及びプレゼンテーションの提供内容を総合的に評価し、最も優れた1社を優先契約交渉事業者として選定する。

(2) 審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、契約締結後、次の内容等を三原市ホームページに掲載する。

ア 契約の相手方

イ 契約金額

ウ 契約期間

エ 全提案者名及び評価結果

オ 議事録

9 本書に関する質問について

(1) 質問の提出方法

質問がある場合は、質問箇所及び質問事項を箇条書きして、本書末に示す問合せ先に電子メールで問い合わせること。なお、電子メールを送付したにもかかわらず、24時間以内(土日祝日を除く)に電子メールを受信した旨の返信がない場合は、問い合わせること。

(2) 質問の受付

令和8年3月11日(水)16時まで【必着】

(3) 質問の回答

令和8年3月16日(月)16時までに、提出のあった質問に対し、電子メール

で回答する。また、回答は三原市ホームページへ掲載する。

10 提案募集・選定スケジュール

令和8年2月24日(火)	プロポーザル実施の公示
令和8年3月6日(金)	参加申請書等の提出締切
令和8年3月18日(水)	企画提案書の提出締切
令和8年3月23日(月)	プレゼンテーション
令和8年3月27日(金)	選定結果通知 予定
令和8年4月上旬	契約締結及び打合せ

11 契約の締結

- (1) 優先契約交渉事業者に対して契約締結の協議を行う。
- (2) 優先契約交渉事業者を特定した後の契約手続きは、三原市契約規則(平成17年三原市規則第63号)による。
- (3) 優先契約交渉事業者と合意に至らない場合は、優先契約候補者とは契約を締結せず、次点者と同様の協議を実施する。
- (4) 契約内容は、三原市教育ICT巡回相談業務仕様書を元に、提案内容を加え、協議を行い決定する。
- (5) 令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿に登録していない場合は、契約締結後、登録手続きを速やかに行うものとする。

12 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽があった場合は、提出書類を無効とする。
- (5) 市が定める評価基準点に満たない場合には失格とする。
- (6) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。
- (7) 提出書類は、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例(平成17年3月22日条例第12号)に基づく開示が実施されることがある。
- (8) 本実施要領公示後は、関連部署及び学校教育課への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (9) 令和8年度三原市歳入歳出予算の決定に際し、委託に係る予算額に変更があった場合、委託の中止を含む変更を行う場合がある。

13 書類提出及び問合せ先

三原市教育委員会 学校教育課 担当 財満 敦士
電話 0848-67-6155
電子メール kyoiku@city.mihara.hiroshima.jp